

静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号）の概要

【条例の目的】

この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定め、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加の推進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的とします。

【条例の概要】

